

業務再点検結果報告

部署名	総合食料局食品産業振興課
部署の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の合理化に関すること ・食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関すること ・飲食料品(主要食糧である農産物を主な原料とするものを除く。)及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・当課は多くの所管業界を抱え、日頃から関連する事業者等の対応を行っている部署であり、従来よりこれら事業者等への丁寧・誠実・親切な対応を心掛けてきたところである。また、昨年11月末の「農林水産省改革のための緊急提言」の発出を契機に、提言内容の確認を課内で実施し、日常の業務において更に丁寧・誠実・親切な対応の徹底に努めているところである。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	・外部からの評価については必ずしも明らかではないが、今後は、官房秘書課作成予定の「接遇マニュアル」の活用、「お客様対応研修」に積極的に参加する等により、当課職員個人の資質向上を図り、組織としての対応能力向上を行う等、更なる取組を行っていく。
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・国民から苦情、要請等を受けた場合、当課で処理できる事項については迅速な対応を行い、他部局に関する事項については関係部局と連携を取り、苦情・要請者等にその経過を伝える等、誠実な対応に努めており、放置したり、不誠実との批判を受けた事例は無い。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	・また、苦情・要請等を含め所管業界に関連する情報を入手した際には、当課で予め様式を定めた「食品産業業界情報」を作成し、迅速に局内幹部及び関係部署に配布し、省内において主体的に情報の共有化にも努めている。
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	・今後も官房情報評価課が作成した「外部からの提供情報の管理マニュアル」等を活用し、当課職員の資質向上に努めつつ、適切な対応の充実に努めたい。

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<p>・当課が主体となり施策を企画・立案・施行する際には、関連業界に政策目的や政策効果等の十分な説明を行うとともに適切な意見交換を行うよう努めているところであるが、課内の政策決定プロセスの検証において、消費者の参画や積極的な意見聴取、意見の反映等の面で必ずしも十分ではなかったとの反省から、ワーキンググループ等を設置する際には消費者を参画させるなど、今後は幅広く意見をくみ上げ、反映させていく取組を行う。</p> <p>・他部局が主体の施策を所管業界において推進する際にも、業界に政策目的や政策効果の十分な説明や意見交換を行うよう努めているが、担当外の施策等を十分に説明するのは困難な面がある。今後は研修等による個人の資質向上を図るとともに、政策外交員制度の積極的な活用等の取組を行う。</p> <p>・施策を企画・立案・施行していく際の特段のルールはない。ルールがないことが必ずしも不公平な対応に繋がるとは考えないが、施策をより適切に推進していくためには基本的な何らかのルールを作成することが望ましい。</p>
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	<p>・コストや現実性の観点から業の振興と消費者の利益が短期的・一時的に必ずしも一致しないことがあり得るが、長期的には公益につながる所管業界の振興は、消費者利益につながるという認識である。</p> <p>・例えば健康に危害を及ぼす可能性がある場合等は論外であるが、長期的な影響や現実性を十分検討することなく、徒に過剰な規制等を行うことは食料の安定供給への不安やコストの上昇を引き起こし、かえって消費者の利益を損なう可能性もある。</p> <p>・消費者視点に立った行政は大前提であるが、業界の実情にも適切な配慮が必要である。</p>	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論		<p>○</p> <p>・当課は飲食料品等に係る業務を所管していることから、多くの業務が食の安全に関連している。また、直接的に関連の無い業務についても最終的に食の安全に繋がらうとの意識を持って業務を行っている。</p>	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	<p>・飲料への異物混入事案、メラミン混入事案、こんにやくゼリー事案、冷凍インゲン事案等の食品事故等への対応の際にも、国民の健康第一との認識を持って、関係する事業者等へ一刻でも早く迅速かつ正確な情報を提供する等の取組を行っている。また、「緊急提言」を契機に、この認識を更に深めて業務に取り組むようにしている。</p> <p>・食品関係事業者に対し、全国42カ所でのコンプライアンスセミナーの開催や各業界における品質管理の徹底を図っているが、これらの取組は、国民の健康への悪影響発生の未然防止に繋がるものと考えている。</p> <p>・食品事故対応の際等に、フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点から、当該者からの正確な情報収集と関係する事業者団体等への迅速な情報提供に努めているところである。</p> <p>・食の安全に関わる業務については、科学的な知見や証拠に基づいて行われることが重要であるとの認識の下に、現在、当課の全職員が「食品の安全確保に関する一斉研修」に参加することにより資質の向上に努めているところである。</p> <p>・食の安全に関わる業務を行う際には、常に消費・安全局、厚生労働省、内閣府等と十分な連携を図るように取り組んでいる。</p>
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認		<p>○</p> <p>・当課は飲食料品等に係る業務を所管していることから、多くの業務が食の安全に関連している。また、直接的に関連の無い業務についても最終的に食の安全に繋がらうとの意識を持って業務を行っている。</p>		

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	